

計量法施行規則をここに公布する。

○計量器の検定、検査等に関する規則

(昭和30年10月11日規則第67号)

改正 昭和39年6月16日規則第52号 昭和52年4月1日規則第23号
平成5年11月1日規則第70号の2 平成12年4月1日規則第152号
平成30年2月27日規則第6号

計量器の検定、検査等に関する規則

題名改正〔昭和52年規則23号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)に規定する特定計量器の検定、検査等について必要な事項を定めるものとする。

(タクシーメーター装置検査済証の備付け)

第2条 タクシーメーターを取り付けた自動車には、タクシーメーター装置検査済証を備え付けておかなければならない。

(特定計量器の修理事業の届出)

第3条 知事は、法第46条第1項の規定により特定計量器の修理の事業を行おうとする者(次項において「届出修理事業者」という。)から提出のあった届出書のうち、副本に受理印を押印して当該届出をした者に交付するものとし、正本を保管するものとする。

2 届出修理事業者が知事に提出する変更又は廃止の届出書については、前項の規定を準用する。

(実施期日外定期検査の期日等の通知)

第4条 知事は、法第21条第3項の規定により実施期日に定期検査を受けることができない旨の届出書を受理したときは、定期検査を行う期日及び場所を指定し、その旨をその届出をした者に通知するものとする。

(特定計量器の販売事業の届出)

第5条 法第51条第1項の規定により特定計量器の販売の事業を行おうとする者(第3項において「届出販売事業者」という。)が知事に提出する届出書は、正本及び副本各1通とする。

2 知事は、前項の届出書のうち副本に受理印を押印して届出をした者に交付するものとし、正本を保管するものとする。

3 届出販売事業者が知事に提出する変更又は廃止の届出書については、前2項の規定を準用する。

(所在場所定期検査の期日の通知)

第6条 知事は、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。第9条において「省令」という。)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で定期検査を実施することとしたときは、定期検査を行う期日をその5日前までに当該申請者に通知するものとする。

(定期検査に係る手数料の現金領収証書)

第7条 高知県計量法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第21号。以下「条例」という。)第2条の規定による定期検査に係る手数料の現金領収証書の様式は、別記様式とする。

(検査手数料の免除)

第8条 条例第12条の規定に基づき手数料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第10条第2項の特定市町村が特定計量器の検査に用いる条例第7条の表の左欄に掲げる基準器の検査を受けようとするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検査手数料を免除することが特に必要であると知事が認めたとき。

(経費の徴収)

第9条 条例第10条の規定による高知県計量検定所以外の場所(知事が別に指定する場所を除く。)において、法第16条第1項第2号イの規定に基づく検定若しくは同条第3項の規定に基づく装置検査、法第19条第1項の規定に基づく定期検査(省令第39条第1項第5号の定期検査を除く。)、法第102条第1項の基準器検査又は法第116条第1項の計量証明検査(以下「出張検定等」という。)を受ける者(第3項において「受検者」という。)から、当該出張検定等を行うのに要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当する金額を徴収する。

2 前項の規定により徴収する金額は、職員の旅費にあつては職員の旅費に関する条例(昭和31年高知県条例第36号)の規定に基づき支給される旅費の額に相当する額とし、検査用具を運搬するのに要する経費にあつてはこれらの運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額とする。

3 出張検定等において、引き続き2以上の場所で検定又は検査を行った場合の旅費及び経費は、計量器の所在場所の遠近にかかわらず、各受検者の均等分担とする。

第10条 出張検定等に要する旅費及び経費に相当する金額は、知事の発行する納入通知書により徴収する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和30年6月1日から適用する。
- 2 高知県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(昭和 39 年 6 月 16 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 11 月 1 日規則第 70 号の 2)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知県公害防止条例施行規則の一部改正)
- 2 高知県公害防止条例施行規則(昭和 45 年高知県規則第 43 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 152 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 27 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第 7 条関係)

特定計量器定期検査受検伝票兼現金領収証書
[別紙参照]